余呉南越前第一・第二ウインドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書に対する経済産業大臣勧告及び滋賀県知事意見、福井県知事意見の整理

資料３

※分類対象としていない項目（網掛け）の内容については、関連する項目に含めて分類しています。

No.	意見等の種類	項目				項目分けの実施	分類区分	分類対象	勧告及び意見	勧告等の内容								環境要素															
		大	中	小	細					検討会・専門家	事業計画見直し	再調査・追加調査	予測評価	環境保全措置	事後調査	追加的な環境保全措置	その他	大気質	騒音・超低周波音	振動	水質	風車の影	動物	うち鳥類	うちクマタカ	うち渡り鳥	うちイヌワシ	植物	生態系	景観	人と自然の触れ合い活動の場	廃棄物等	その他	該当なし
1	経済産業大臣勧告	1	（1）			－	中	○	1．総論 （１）関係機関等との連携及び地域住民等への説明 関係地方公共団体等の関係機関の意見を十分勘案するとともに、地域住民等の関係者に対し、引き続き丁寧かつ十分な説明を行うこと。								関係機関との連携客観性及び透明性の確保																	○
2	経済産業大臣勧告	1	（2）			－	小	－	（２）専門家等の助言を踏まえた事業計画の見直し及び結果等の公開について 対象事業実施区域が位置する場所の重要性を理解した上で、十分な環境配慮がなされ、地域の理解を得た事業となるよう、抜本的な事業計画の見直しが必要である。また、見直しに当たっては、専門家等からの助言を受け科学的に検討し、その経緯を公開する等、客観性及び透明性を確保することが不可欠である。 このことから、以下の措置を講ずることにより、客観性及び透明性を確保した上で、地域の理解を得ながら、事業を実施すること。																											
2	経済産業大臣勧告	1	（2）	①		－	小	○	① 専門家等からの助言 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第 75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカ等の希少猛禽類及び自然環境保全法（昭和 47年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第２回調査（特定植物群落）で特定植物群落に選定されている「栃ノ木峠附近のブナ林」をはじめとした重要な植生について、それぞれ以下の観点から、助言を得ること。 ア　クマタカ等の重要な鳥類について ２．（１）を踏まえた営巣及び繁殖並びに風力発電設備への衝突や移動阻害等に係る以下の事項に関する、複数の専門家等による検討会からの助言 （ア）事業実施前 ・事業計画の見直し及び環境保全措置の内容 ・事後調査の具体的な実施内容等 （イ）事業実施後 ・環境保全措置の実施状況□ ・事後調査の結果□ ・それを踏まえた稼働調整を含む追加的な環境保全措置の計画等 イ 重要な植生について ２．（２）を踏まえた改変を極力回避すべき範囲に関する、本地域の植生の知見を有する複数の専門家等からの助言	○	○			○	○	○							○	○	○			○								
3	経済産業大臣勧告	1	（2）	②	ア	－	細	○	② 事業計画の見直し ア　クマタカ等の重要な鳥類について 既存の知見、１．（２）①の助言及び２．（１）を踏まえ、風力発電設備の設置の取り止めや配置の変更含む環境保全措置の検討を行うとともに、営巣地と高利用域内好適採食地の間の主要な飛翔ルート上の風力発電設備の設置を極力回避すること。 以上の事項に係る検討経緯及び検討結果について、１．（２）①において助言を求めた専門家等に報告すること。	○	○			○									○	○	○										
3	経済産業大臣勧告	1	（2）	②	イ	－	細	○	イ　事後調査計画について 上記アの検討結果、１．（２）①の助言及び２．（１）を 踏まえ、以下の事項に関することについて、本準備書における調査及び解析結果と比較するなど、適切な評価が行えるよう、調査期間、調査頻度、調査時期、調査方法及び調査結果の評価方法並びに評価結果を踏まえた環境保全措置等を具体化した事後調査計画を作成すること。 ・営巣中心域、高利用域、高利用域内好適採食地等を含む行動圏の変化 ・繁殖成功率の変化 等					○	○							○	○	○										
3	経済産業大臣勧告	1	（2）	②	ウ	－	細	○	ウ　重要な植生について 既存の知見、１．（２）①の助言及び２．（２）を踏まえ、風力発電設備の設置の取り止めや配置の変更を含む環境保全措置の検討を行うこと。 以上の事項に係る検討経緯及び検討結果ついて、１．（２）①において助言を求めた専門家等に報告すること。	○	○			○															○					
3	経済産業大臣勧告	1	（2）	②	エ	－	細	○	エ　砂防指定地について 一部の風力発電設備が、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地内への配置が計画されている。砂防指定地内における風力発電設備について、砂防法の行為の許可基準に適合する設置計画とならない限りは、砂防指定地内への風力発電設備の設置を回避すること又は配置等の変更を含む事業計画の見直しを行うこと。 また、配置等の検討に当たっては、専門家等の助言を踏まえるとともに、検討内容を、評価書において適切に記載すること。	○	○																					○	
3	経済産業大臣勧告	1	（2）	②	オ	－	細	○	オ　評価書への記載等について 上記ア～ウの検討経緯は、評価書において正確に分かりやすく記載すること。また、上記ア、ウ及びエを踏まえ、風力発電設備の基数や配置の変更等の事業計画の見直しを行う場合には、事業計画の見直しの結果に応じて、騒音、風車の影その他の環境影響評価項目について予測及び評価を再度実施し、環境保全措置を検討及び実施すること。		○			○			分かりやすい評価書の作成		○		○													
4	経済産業大臣勧告	1	（2）	③		－	小	○	③検討過程等の公開 上記①及び②について、助言、検討過程及び見直し結果が明らかとなるよう関係地方公共団体及び関連行政機関に報告するとともに、その都度、かつ継続的に広く公開すること。								関係機関との連携客観性及び透明性の確保																	○
5	経済産業大臣勧告	1	（3）			－	中	○	（３）工事計画の見直しについて 対象事業実施区域及びその周辺において、これまでに土砂流出や斜面崩壊が確認された区域はあるが、そうした区域への風力発電設備の設置は回避した計画となっている。 他方、対象事業実施区域は、大部分が森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林、滋賀県水源森林地域保全条例（平成 27 年滋賀県条例第６号）に基づく水源森林地域等に指定されており、一部が砂防法に基づく砂防指定地に指定されている。 このため、風車敷、道路等について、設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するとともに土地の改変を最小限に抑えること。また、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずることにより、動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。		○	○	○	○									○						○				○			

※分類対象としていない項目（網掛け）の内容については、関連する項目に含めて分類しています。

No.	意見等の種類	項目				項目分けの実施	分類区分	分類対象	勧告及び意見	勧告等の内容								環境要素															
		大	中	小	細					検討会・専門家	事業計画見直し	再調査・追加調査	予測評価	環境保全措置	事後調査	追加的な環境保全措置	その他	大気質	騒音・超低周波音	振動	水質	風車の影	動物	うち鳥類	うちクマタカ	うち渡り鳥	うちイヌワシ	植物	生態系	景観	人と自然の触れ合い活動の場	廃棄物等	その他	該当なし
6	経済産業大臣勧告	1	（4）	ア		－	小	○	（４）事後調査について ア　１．（２）②イにおいて作成された事後調査計画を踏まえて、事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。 イ　上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。 ウ　事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。	○				○	○	○	客観性及び透明性の確保																				○
9	経済産業大臣勧告	2	（1）			－	小	－	２．各論 （１）鳥類に対する影響 対象事業実施区域及びその周辺では種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカの 11 ペアによる営巣が確認されていることや本事業の対象事業実施区域の概ね全域がいずれかのクマタカのペアの行動圏と重複するような場所に立地していること、またクマタカの繁殖成功率が高い区域であることから、慎重かつ丁寧な環境影響評価を実施することが必要である。 しかしながら、隣接する別ペアに対する示威行動又は侵入個体に対する防衛行動が高い頻度で確認されている位置に No６、No12、No14、No19、No21、No22、No28 の風力発電設備を設置する計画としており、その他の風力発電設備と比べて風力発電設備への衝突が生じる可能性が高い。 また、B ペア及び J ペアの営巣中心域の外縁付近に風力発電設備を 6 基設置する計画としており、両ペアとも多数のペアに行動圏の周囲を囲まれている中で、風力発電設備が設置されることに伴い、営巣中心域及び高利用域等の行動圏を縮小する可能性があることから、生息地放棄又は繁殖成績の低下といった営巣及び繁殖への重大な影響が懸念される。 加えて、対象事業実施区域の周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているイヌワシの飛翔が確認されるとともに、ハチクマ等の渡りの飛翔が確認されていることから、これらの鳥類への影響も懸念される。 このため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。																												
10	経済産業大臣勧告	2	（1）	ア		－	小	○	ア　クマタカの営巣中心域における騒音を伴う簡易な作業を含む営巣期の工事及び高利用域における風車敷、道路等の建設や大規模な森林伐採等の営巣期の工事を回避するよう検討を行い、工事の実施に当たっては、繁殖に係る事後調査の結果、既存の知見及び１．（２）①の検討会の助言を踏まえ、工事内容及び工事期間の調整等の環境保全措置を確実に実施し、クマタカの保全に十全を期すること。	○				○	○								○	○	○											
11	経済産業大臣勧告	2	（1）	イ	(ｱ)	－	細	○	イ　以下の（ア）及び（イ）の事後調査及び事後調査の結果を踏まえた追加的な環境保全措置について、１．（２）①の検討会の助言を踏まえ適切に実施すること。また、事後調査の結果、営巣及び繁殖の放棄、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働調整を含む追加的な環境保全措置を講ずること。 （ア）イヌワシ及びクマタカをはじめとした鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。	○				○	○	○							○	○	○		○									
11	経済産業大臣勧告	2	（1）	イ	(ｲ)	－	細	○	（イ）　対象事業実施区域の周辺において、クマタカの営巣及び繁殖が確認されていることから、工事中及び稼働後のクマタカの繁殖状況及び行動状況に係る事後調査を適切に実施すること。	○					○	○							○	○	○									
12	経済産業大臣勧告	2	（1）	ウ		－	小	○	ウ　稼働後にバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。						○		関係機関との連携						○	○										
13	経済産業大臣勧告	2	（1）	エ		－	小	○	エ　鳥類の渡りの状況を十分に把握するため、事業者において設置する検討会において、調査時期及び追加調査の必要性等も含めた検討を行い、適切に予測及び評価を行うこと。	○		○	○										○	○									
14	経済産業大臣勧告	2	（1）	オ		－	小	○	オ　風力発電設備は、事業予定地及びその周辺において、複数のクマタカのつがいが営巣する高利用域の境界に配置される計画となっており、高利用域の境界でディスプレイ行動が多く確認されていることから、バードストライクについて、縄張り争いに着目した追加の予測評価を行うこと。 また、評価書の作成までに、クマタカの行動圏変化の可能性について、適切に予測及び評価を行うこと。				○									○	○	○									
15	経済産業大臣勧告	2	（2）			－	小	－	（２）植物及び生態系に対する影響 本事業実施区域及びその周辺は、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第２回調査（特定植物群落）で特定植物群落に選定されている「栃ノ木峠附近のブナ林」をはじめたとしたブナを主体とする自然度の高い植生及びクマタカの採餌環境適合性及び営巣適地得点の高いエリアが広く分布している。また、11 ペアのクマタカの生息が確認され、対象事業実施区域の概ね全域がクマタカのペアの行動圏と重複するような場所に位置し、なおかつこれらクマタカの繁殖成功率も高く、生態系として非常に価値が高い環境である。このため、慎重かつ丁寧な環境影響評価として適切な調査、予測及び評価を実施した上で、重要な植物群落及び生態系への影響を回避又は極力低減することが重要である。 また、本準備書において事業者が作成した現存植生図については、重要な植物群落及び生態系への影響を回避又は極力低減するために必要となる精度が確保されているとは言い難い。 このため、本事業の実施による重要な植物群落及び生態系への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。																												
16	経済産業大臣勧告	2	（2）	ア		－	小	○	ア　ブナ群落が、本事業実施区域及びその周辺の生態系を構築する重要な構成要素になっていることに鑑み、既存の知見及び１．（２）の助言を踏まえ、群落の境界部などにおける踏査や植生調査、林冠木サイズ調査等をはじめとする、より正確な現存植生図を作成するための十分な追加調査を実施の上、改変を回避すべき重要な群落を特徴付ける適切な指標を選定すること。			○	○																○						
17	経済産業大臣勧告	2	（2）	イ		－	小	○	イ　風車敷、道路等について、設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を行い、改変面積を最小化すること。また、土地の改変を最小限に抑えること等により、２．（２）アで選定した指標に基づき判断された重要な群落をはじめ、自然度の高い植生等が分布するエリアの改変を回避又は極力低減すること。		○			○															○						
18	経済産業大臣勧告	2	（3）			－	中	○	（３）水環境に対する影響 濁水流出防止のための沈砂池については、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、十分に対応可能な性能とすること。 また、併せて局所集中的な降雨の傾向を踏まえる等、適切に環境監視を実施すること。 以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。		○		○		○						○													

※分類対象としていない項目（網掛け）の内容については、関連する項目に含めて分類しています。

No.	意見等の種類	項目				項目分けの実施	分類区分	分類対象	勧告及び意見	勧告等の内容								環境要素															
		大	中	小	細					検討会・専門家	事業計画見直し	再調査・追加調査	予測評価	環境保全措置	事後調査	追加的な環境保全措置	その他	大気質	騒音・超低周波音	振動	水質	風車の影	動物	うち鳥類	うちクマタカ	うち渡り鳥	うちイヌワシ	植物	生態系	景観	人と自然の触れ合い活動の場	廃棄物等	その他	該当なし
19	滋賀県知事意見	1	（1）			－	中	○	１．全般的事項 （１）評価書の作成に当たっては、準備書における誤植および不整合のある箇所を修正するとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えるなど、住民にとってより分かりやすい内容となるよう努めること。								分かりやすい評価書の作成																	○
20	滋賀県知事意見	1	（2）			－	中	○	（２）今後の手続を進めるに当たっては、事業実施に伴う環境影響評価の結果のほか、事業計画や地域貢献等についても、広く地域住民や高時川流域の農業者、漁業者等を対象に情報提供や説明を行い、理解を得るとともに、必要に応じて住民等の意見を事業計画に反映するよう努めること。		○						関係機関との連携客観性及び透明性の確保																		○
21	滋賀県知事意見	1	（3）			あり	中	－	（３）本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメント（以下「事業者」という。）が、滋賀県および福井県の県境付近において、単機出力が4,200kW、高さ（最高到達点）が188mの風車を最大39基設置する計画であり、対象事業実施区域（以下「事業予定地」という。）として約830ha（うち改変面積は約57ha）が想定されている。 事業予定地およびその周辺には、本県において希少なブナ林が広範に分布し、イヌワシ・クマタカ等の希少な種を含む多様な生物が生育・生息している。 このため、準備書では、事業予定地およびその周辺の地域特性を踏まえ、十分な調査を行った上で、環境への影響を適切に予測評価するとともに、その影響を回避または十分に低減するための環境保全措置を検討し、その内容を明確に示す必要がある。																											
21	滋賀県知事意見	1	（3）			あり	中	－	特に事業予定地の自然環境の重要性を表す事項としては、事業予定地の全域が「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針（平成14年７月）」で定める「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれ、事業予定地近傍においてクマタカの多数のペアの営巣やイヌワシの飛来が確認されていることや、事業予定地およびその周辺がハチクマ等の猛禽類を含む多くの鳥類の主要な渡りのルートの一部となっている可能性が高いこと、特定植物群落に選定されている「栃ノ木峠のブナ－オオバクロモジ群集」が分布すること等が挙げられる。																											
21	滋賀県知事意見	1	（3）			あり	中	－	イヌワシ・クマタカは絶滅の危機に瀕しているため、国内希少野生動植物種に指定されるとともに、本県でも「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック2020年度版－」の絶滅危惧種に選定しており、個体群の存続に当たっては個体レベルの保護と生息環境の保全が必要である。また、本県におけるイヌワシ・クマタカの生息地は、日本におけるそれぞれの種の生息地の連続性を維持する上で重要な位置づけにあり、本県における両種の保護および生息環境の保全は、日本全体における両種の保護の観点からも、その重要性を有すると考えられる。																											
21	滋賀県知事意見	1	（3）			あり	中	－	また、長浜市では、令和４年８月４日から５日にかけて、一時間に約90mmの猛烈な降雨があったものとみられ、事業予定地の一部が被災するとともに、下流の高時川が氾濫するなどの被害が発生した。この豪雨以降、高時川では水の濁りが長期化する問題が新たに生じている。この影響により、県内最大のアユの産卵場である姉川下流では、河床環境が悪化し令和４年秋のアユの産卵数が著しく減少するなどの事象も生じた。																											
21	滋賀県知事意見	1	（3）			あり	中	－	本事業は、自然環境に恵まれた地域において計画される事業であり、イヌワシ・クマタカ等の鳥類の風車への衝突（バードストライク）や、ブナ林等を基盤に成立している生物多様性に富んだ豊かな生態系の損失など、自然環境への重大な影響が懸念される。加えて、土地の形質変更に伴う土砂流出による下流の河川環境への影響、尾根上に風車が建設されることによる景観への影響など、各環境要素に対する様々な影響も懸念される。 しかしながら、準備書の動物・植物の調査結果には不十分と考えられる点があるほか、予測評価および環境保全措置には、動植物の生態的特性等が十分に考慮されていないと考えられる点、画一的で科学的根拠に乏しく説明の合理性に欠けると考えられる点が随所に認められる。また、動物の一部の項目については、予測評価すら行われておらず、具体的な内容に乏しい事後調査とその結果に応じた措置の検討に対応が委ねられている。 更に、滋賀県環境影響評価審査会（滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第33条第１項の規定に基づき設置。以下「審査会」という。）における審査では、これら不十分と考えられる点に対して事業者の見解が一定示されたものの、その多くが具体性や合理性に欠ける内容に終始しており、重大な環境影響を回避または十分に低減できるとは考えられない。																											
21	滋賀県知事意見	1	（3）			あり	中	○	このため、評価書の作成に当たっては、次の「２個別的事項」に対応し、準備書の内容を再確認するとともに、追加調査を行い、予測評価の結果を見直した上で、動植物をはじめとする各環境要素に対しての重大な環境影響を回避または十分に低減できるよう追加の環境保全措置を講じること。			○	○	○																				○
21	滋賀県知事意見	1	（3）			あり	中	○	あらゆる環境保全措置を講じてもなお、イヌワシ・クマタカのバードストライク等の重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合は、事業の取りやめや事業規模の大幅な縮小など、事業計画の抜本的な見直しを検討すること。		○			○								○	○	○		○						
21	滋賀県知事意見	1	（3）			あり	中	○	特に、事業予定地の周辺では、連続的にクマタカの営巣が確認され、事業予定地の大部分が営巣中心域または高利用域に位置しており、バードストライクの発生が大きく懸念されるため、風車の設置基数の大幅な削減等の検討が必要であること、また、植物の予測評価の基本的事項の一つである植生についての評価が過小であった場合には、ブナ林等の希少な植生や、これらを基盤に成立する生態系が損なわれるため、改変区域の縮小についての検討が必要であることを十分考慮すること。		○		○										○	○	○			○	○					
21	滋賀県知事意見	1	（3）			あり	中	○	加えて、先般の豪雨により、森林の伐開や土地の形質変更に伴う土砂流出、法面崩壊等のリスクに対する懸念だけでなく、下流の河川環境への影響に対する懸念が増大していることも十分考慮すること。		○										○												
22	滋賀県知事意見	2	（1）			あり	中	－	2.個別的事項 （１）水質・水環境 事業予定地の近傍には、過去に森林法（昭和26年法律第249号）に基づく林地開発に係る許可基準違反行為が確認されたため、本県が是正を指導している場所があり、現在、事業者が是正工事を承継して本事業とは別に措置を講じている。 令和４年８月上旬に発生した豪雨の後、事業予定地や是正工事の実施箇所の一部では大規模な浸食が確認され、その下流域の各所では渓岸浸食が確認されている。これらにより流出した土砂が河川に堆積し、粒形の細かい物質が流下していることが高時川における濁水の長期化の原因の一つとして考えられている。 事業予定地は、高時川の最上流部に位置しており、今回の事象の発生を踏まえ、森林の伐開や土地の形質変更に伴う土砂流出防止対策の強化および下流の河川環境への影響の低減についての重要性が増している。 また、工事計画では、大規模な切土・盛土による造成工事が行われる予定であり、法面保護や地盤の安定性の確保等の基本的な対策についても万全を期す必要がある。																											

※分類対象としていない項目（網掛け）の内容については、関連する項目に含めて分類しています。

No.	意見等の種類	項目				項目分けの実施	分類区分	分類対象	勧告及び意見	勧告等の内容								環境要素																
		大	中	小	細					検討会・専門家	事業計画見直し	再調査・追加調査	予測評価	環境保全措置	事後調査	追加的な環境保全措置	その他	大気質	騒音・超低周波音	振動	水質	風車の影	動物	うち鳥類	うちクマタカ	うち渡り鳥	うちイヌワシ	植物	生態系	景観	人と自然の触れ合い活動の場	廃棄物等	その他	該当なし
22	滋賀県知事意見	2	（1）			あり	中	○	準備書では、造成等の施工に伴う濁水発生の抑制対策として、各風車ヤードおよび資材置場等への沈砂池の設置等が予定されている。造成工事による一時的な水の濁りの影響については、沈砂池と最寄りの常時流水のある河川との距離等をもとに「沈砂池排水は常時水流に到達することなく、林地浸透する」と予測され、「造成等の一時的な影響に伴う水の濁りが周辺の水環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られている」と評価されており、一定の降雨時には濁水の流入を防止することができるものと考えられる。 しかしながら、先般の豪雨では、沈砂池排水口における排水量および浮遊物質量の予測で用いられた降雨強度の最大値（事業予定地近傍にある気象観測所の10年確率雨量をもとに設定された59.7mm/h）を大きく上回る90mm/hの降雨があったとみられる。また、事業計画では、工事予定の改変区画（約46.5ha）のうち、29.5haが植栽により緑化される内容が示されているが、残る約17haについて舗装等が行われた場合は、水の浸透性が大きく低下する可能性がある。 このため、先般の豪雨により発生した事象を十分に踏まえ、洪水調整機能を含めた排水計画の見直しについて検討すること。また、その結果に応じて、水の濁りに係る予測評価を見直すとともに、必要に応じて水象に係る影響についても予測評価を行い、必要な環境保全措置を講じること。 その際、沈砂池排水口の排水量および浮遊物質量の予測に用いられた沈砂池の規模（0.21～0.35haの改変面積を例にすると面積25m2、深さ1.5m）では、一定の降雨時に沈砂池が短時間でオーバーフローする可能性があることを考慮すること。 また、高時川で濁水が長期化している状況を踏まえると、沈砂池等からの排水の流下により、新たな浸食が生じた場合、事業予定地周辺の渓流環境だけでなく、さらに下流の河川環境まで影響がおよぶ可能性があることも十分考慮すること。		○		○	○						○																	
23	滋賀県知事意見	2	（2）			－	中	○	（２）動物（コウモリ類） 準備書によると、事業予定地およびその周辺には、本県が絶滅危惧種に選定しているユビナガコウモリ、コテングコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリの生息が確認されているものの、種まで同定された個体はほとんどいないため、こうした希少な種の生息状況を十分に把握できていない可能性がある。このため、調査結果の妥当性について検証を行う必要がある。 また、長距離移動を行う種や、開けた空間で採餌を行う種は、特に風車への衝突（バットストライク）の危険性が高いと指摘されており、準備書では、これらの生態的特性を有するユビナガコウモリとキクガシラコウモリの生息が既に確認されている。さらに、春季・秋季にコウモリ類の確認頻度が多く、事業予定地およびその周辺がコウモリ類の長距離移動ルートになっている可能性があり、これらの種を含むコウモリ類のバットストライクが生じる可能性がある。 加えて、周波数10～30kHzの超音波を発生する種が、風車のカットイン風速以上の風況下でもブレードの回転域に近い高さで多数飛行していることが確認されており、高頻度でバットストライクが生じる可能性がある。 しかしながら、準備書では、このようなコウモリ類の種構成（希少な種の占める割合等）や、それぞれの種の生態的特性（繁殖の有無、行動特性等）を考慮せず、一律に「事業予定地周囲での生息が可能であり影響は小さい」と予測評価され、また、環境保全措置についても「森林伐採を最小限にとどめる」とされており、現に改変区域内に生息している種への十分な配慮が認められない。 このため、種の同定等の追加調査を行い、事業予定地およびその周辺のコウモリ類の生息の状況を十分把握するとともに、その結果を踏まえ、種の生態的特性に応じた予測評価と環境保全措置の見直しを行うこと。			○	○	○									○														
24	滋賀県知事意見	2	（3）			あり	中	○	（３）動物（渡り鳥） 準備書では、事業予定地およびその周辺において、本県が絶滅危機増大種等に選定しているハチクマ、サシバ、ノスリ、ツミ等の猛禽類が多数確認されており、環境アセスメントデータベース（以下「EADAS」という。）等において示唆されているとおり、これらの渡りのルートの一部となっている可能性が高い。特にハチクマについては、確認数が多く、主要な渡りのルートの一部である可能性が高い。 また、本県が希少種に選定しているウソ、ベニマシコ、ホトトギス、ツツドリ、ジュウイチ等を含む多様な種の渡りや生息が確認されており、ブレードの回転域の高さの飛翔が確認されている。さらに、国内希少野生動植物種等に指定されているコウノトリについても、事業予定地内において、ブレードの回転域の高さの飛翔が確認されている。 さらに、ラムサール条約湿地に登録されている琵琶湖には、毎年、ガン・カモ類をはじめとする10万羽以上の水鳥が飛来しており、また、EADASにおいてもハクチョウ類の渡りのルートが事業予定地のごく近傍に示されているため、事業予定地は水鳥の渡りのルートの一部となっている可能性がある。 しかしながら、準備書では、調査において十分な視野や時間が確保されていない可能性がある上、予測評価において、種の生態的特性が考慮されておらず、バードストライクの可能性や移動経路の遮断・阻害に係る影響が過小評価されている可能性がある。 特に、水鳥の渡りの調査については、事業予定地およびその周辺において、「ガン・カモ・ハクチョウ類の渡りは確認されなかった」と準備書に示されているが、ガン・カモ類の多くは夜行性であることや、水鳥を含む多くの鳥類は主に夜間に渡りを行うことが知られており、事業者の実施した調査で得られた情報は限られていること等を踏まえると、実態把握が不十分な可能性がある。 更に、予測評価については、「主な渡り移動経路には該当していないものと推察される」と準備書に示されているが、水鳥の渡りの実態把握が不十分な上、渡りのルートが毎年の気象条件により変化する可能性も考慮されておらず、過小評価されている可能性がある。 このため、水鳥の渡りをはじめ鳥類の渡りの状況を十分に把握するための追加調査を実施するとともに、それぞれの種の生態的特性や他の風力発電事業におけるバードストライクの原因事例等も考慮した上で、予測評価を見直し追加の環境保全措置を講じること。その際、後述するイヌワシ・クマタカに係る環境保全措置の効果も十分考慮すること。			○	○	○									○	○		○										
25	滋賀県知事意見	2	（4）				中	○	（４）動物（イヌワシ） イヌワシについては、県内にわずか４つがいが生息するのみであり、特に厳重な個体レベルの保護が必要である。事業予定地の近傍に営巣するイヌワシのつがいは、繁殖成功率が高く、県内および近隣地域の個体群を維持する上で、特に重要なつがいである。 準備書では、事業予定地近傍に営巣するつがいについて、「事業予定地内での飛翔は確認されなかった」とされているものの、イヌワシの行動圏は、少なくとも数十平方キロメートルにおよぶとされており、本県が保有する環境調査の結果では、過去に事業予定地の上空への飛来が確認されていたことから、飛来状況の把握が十分ではない可能性がある。 特に、事業予定地の尾根部にある森林の伐開により、採餌に適した環境が新たに生じ、誘引の可能性があることから、造成中から飛翔状況の把握のための調査を行うこと。 準備書では、事業予定地の周辺に、複数の分散個体（フローター）の飛来が確認されている。事業予定地近傍に生息しているつがいが占有している餌場については、フローターは利用できないことを踏まえると、森林の伐開によるイヌワシの誘引効果はつがいの個体よりもフローターの方が大きくなるものと考えられる。 しかしながら、フローターの誘引に関する予測評価が行われておらず、環境保全措置は、具体的な内容に乏しい事後調査とその結果に応じて対策を検討するのみとなっており、対応が不十分である。 このため、追加の予測評価を行い、その結果に応じて、改変区域をイヌワシの餌場として利用され難くするための環境保全措置を講じること。なお、予測評価が困難な場合には、予防原則の観点に立ち、最大限の環境保全措置を講じること。				○	○	○																					

※分類対象としていない項目（網掛け）の内容については、関連する項目に含めて分類しています。

No.	意見等の種類	項目				項目分けの実施	分類区分	分類対象	勧告及び意見	勧告等の内容								環境要素															
		大	中	小	細					検討会・専門家	事業計画見直し	再調査・追加調査	予測評価	環境保全措置	事後調査	追加的な環境保全措置	その他	大気質	騒音・超低周波音	振動	水質	風車の影	動物	うち鳥類	うちクマタカ	うち渡り鳥	うちイヌワシ	植物	生態系	景観	人と自然の触れ合い活動の場	廃棄物等	その他	該当なし
26	滋賀県知事意見	2	（5）			あり	中	―	（５）動物（クマタカ） クマタカについては、県内に一定の広がりをもって分布しているものの、事業予定地およびその周辺のように11つがいが連続して営巣する地域は希少であり、他の地域への個体の供給源となっている重要な地域である。 準備書では、クマタカの衝突確率について、「風車の基数が方法書時は50基であったが、準備書では39基に削減されており、数値は低減されている」と予測評価されており、由井・島田モデルによるクマタカの衝突確率（以下単に「クマタカの衝突確率」という。）は、年間0.1294回低減されているものの、風車の配置に当たっての具体的な環境配慮の説明が十分行われていない。また、事業予定地およびその周辺においてブレードの回転域の高さの飛翔が多数確認されており、風車の設置基数の削減が行われたにも関わらず、クマタカの衝突確率は年間0.4679回と高く、概ね２年に１回の頻度でバードストライクが発生する予測結果となっている。 事業予定地の近傍で営巣が確認されているＢペアについては、高利用域を囲むように 15 基の風車配置が計画されており、衝突確率が各ペアの中で最も高く、風車の削減により低減されたクマタカの衝突確率は年間0.0089回とわずかである。また、Ｈペアについては、衝突確率が上昇している。 このように、クマタカのバードストライクの発生リスクは非常に高いものと考えられるが、これに対する環境保全措置は、クマタカの生態的特性に合致しない目玉シールによる風車の視認性の向上など実効性に欠けるもののみである。 また、風車は、事業予定地およびその周辺で営巣するつがいの高利用域の境界に配置される計画となっている。調査結果では高利用域の境界でディスプレイ行動が多く確認されており、隣接するつがいによる縄張り争いが頻繁に行われていることが示唆される。縄張り争い中は、風車に注意が向きにくく、クマタカの衝突回避が困難であり、バードストライクのリスクが大きくなるが、予測評価ではこのことが考慮されていない。																												
26	滋賀県知事意見	2	（5）			あり	中	○	このため事業者は、ディスプレイ行動に着目した追加の予測評価を行うとともに、衝突リスクの高い風車７基を抽出し、このうち１基（No.22）は設置の取りやめまたはリスクの低い場所への配置変更、残る６基（No.6,12,14,19,21,28）はブレード塗装により視認性を高める追加の環境保全措置を検討し、その結果を審査会に示した。また事業者は、Ｈペアの行動圏の風車（No.1,2,4,5,6,7,8,9,10）を対象に設置の取りやめ等の検討を行う方針も審査会に示した。 しかしながら、追加の環境保全措置のうち、ブレード塗装については、目玉シールと同様にクマタカの生態的特性に合致しておらず実効性に欠ける。また、仮に、抽出された７基の風車全ての設置を取りやめたとしても、事業実施によるクマタカの衝突確率は依然高く、衝突リスクを十分に低減できないものと考えられる。 本県では、独自の保護指針を策定し、クマタカの保護およびその生息環境の保全を図っており、バードストライク等の重大な環境影響が回避または十分に低減されるよう、最大限の環境保全措置が講じられる必要がある。このため、更なる風車の設置基数の削減等の抜本的な対策を検討すること。 その際、事業の規模および事業予定地周辺におけるクマタカの生息状況を踏まえ、準備書で年間0.4679回とされている全風車のクマタカの衝突確率を、年間 0.05回未満（本事業の実施期間を20年間とした場合に、その期間における衝突発生の可能性が１回未満となる水準）まで低減することを目標とし、ディスプレイ行動等のリスクの高い飛翔行動の頻度を踏まえつつ衝突確率の高い風車を優先的に取りやめるなど、長期的な視点に立った衝突リスクの低減を図る必要があることを十分考慮すること。 例えば、準備書の記載内容をもとに、全風車のクマタカの衝突確率を年間0.05回未満とするためには、少なくともNo.1,3,6,8,9,10,11,12,14,15,16,17,19,20,21,22,24,25,28,29,30,32,38,39の風車の衝突確率を更に低減させるために、風車の設置の取りやめを含めた一層の環境保全措置を講じる必要がある。 なお、準備書に示された衝突確率については、現地調査において十分な視野や調査時間が確保できていない可能性等の課題があるため、風車の設置基数の削減等の検討に当たっては、追加調査等を行い、予測評価を見直した上で再計算する必要があることや、衝突確率の算出方法自体に不確実性が伴われるため、一定の安全率を見込む必要があることを十分考慮すること。	○	○	○	○							○	○	○											
27	滋賀県知事意見	2	（6）			―	中	○	（６）動物・生態系 準備書では、事業予定地およびその周辺に、本県が絶滅危惧種に選定しているイヌワシ、クマタカ、オオコノハズク、コノハズク、コテングコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、ニホンモモンガ、ニホンカモシカ等を含めた多種多様な動物の生息も確認されているものの、その予測評価では、それぞれの種の生態的特性が考慮されていない。このため予測評価を見直すとともに追加の環境保全措置を講じること。 その際、水生生物に対しては、事業予定地下流の高時川において濁水が長期化し、姉川でのアユの産卵数が著しく減少した事象等を踏まえ、事業実施による水質や水象に与える影響を十分考慮すること。 また、希少な種や小型で移動能力が低い種等に対しては、生息環境の分断を生じさせないよう、その連続性を保つ必要があることについても十分考慮すること。				○	○						○		○	○	○		○		○					
28	滋賀県知事意見	2	（7）			あり	中	○	（７）植物・生態系 事業予定地およびその周辺には、「栃ノ木峠のブナ - オオバクロモジ群集」や「上谷山生物群集保護林」を含め、広大なブナ林が存在している。 ブナ林は、生物多様性に富んだ豊かな生態系を形成する重要かつ象徴的な植生である。一方で、材の利用拡大や拡大造林政策等により全国的に分断化や面積の縮小が進んできた歴史がある。特に古くから人為的影響が強かった近畿地方においては、現存するブナ林は本県や紀伊半島、氷ノ山等の地域に限られ、県内では琵琶湖の北東の山間部や比良山周辺等に局所的に孤立して分布する希少かつ保全すべき重要な植生である。 また、事業予定地およびその周辺のブナ林を含む森林は、「長浜市森づくり計画（令和４年３月改定）」で「水源涵養機能維持増進森林」とされており、琵琶湖の水源林としても重要である。 準備書では、事業予定地のブナ林が、空中写真や航空レーザー測量等により、「ブナ群落-ヤマソテツ下位単位（植生自然度９）」と「ブナ群落-チマキザサ下位単位（植生自然度８）」に分類されている。 しかしながら、「滋賀県現存植生図（昭和56年・財団法人滋賀県自然保護財団作成）」によると、準備書で「チマキザサ下位単位」と分類された区域において、自然植生（ブナ-オオバクロモジ群落（植生自然度９））が存在する旨の記載があり、準備書でもその標徴種であるオオバクロモジ等の出現が確認されている。 また、準備書では、事業者が「チマキザサ下位単位」に分類した区域にも、「ヤマソテツ下位単位」の識別種が見られているため、植生自然度が過小評価されている区域が存在する可能性がある。 加えて、準備書では、当該地域に成立している可能性の低いダケカンバ群落の存在が明記されているとともに、下位単位の代表的な植物種とされているチマキザサがチシマザサやイブキザサ等に誤同定されているとの指摘もあるため、調査自体が適切でない可能性がある。 このため、現地での追加調査を行うとともに、群落タイプの分類および区域ならびに植生自然度の再評価を行い、その結果をもとに改変区域を見直すこと。			○	○	○													○						
28	滋賀県知事意見	2	（7）			あり	中	○	その際、事業予定地内の各所では、SDR（ニホンジカによる植生衰退度を示す指標）が、D2に分類されており、ニホンジカによる食害の進行が示唆されるため、群落タイプの分類等の再評価に当たっては、現状の植生が食害の進行による変化を受けている可能性を十分考慮すること。また、本県においてブナ林の希少性や重要性は高いため、ブナ林の連続性を確保する必要があることも十分考慮すること。 ニホンジカの獣害対策については、事業実施により尾根が改変され、ニホンジカの移動性が高まると、食害が更に加速化され植生が衰退し、土壌侵食に繋がる可能性があるため、環境保全の観点だけでなく、土砂流出防止対策や法面保護等のリスク低減の面からも極めて重要である。 このため、改変区域へのニホンジカの侵入を防止するための対策を検討するとともに、準備書に記載のニホンジカの獣害対策に係る環境保全措置（捕獲の体制や捕獲目標数等）を明らかにするよう努めること。					○															○				

※分類対象としていない項目（網掛け）の内容については、関連する項目に含めて分類しています。

No.	意見等の種類	項目				項目分けの実施	分類区分	分類対象	勧告及び意見	勧告等の内容								環境要素																
		大	中	小	細					検討会・専門家	事業計画見直し	再調査・追加調査	予測評価	環境保全措置	事後調査	追加的な環境保全措置	その他	大気質	騒音・超低周波音	振動	水質	風車の影	動物	うち鳥類	うちクマタカ	うち渡り鳥	うちイヌワシ	植物	生態系	景観	人と自然の触れ合い活動の場	廃棄物等	その他	該当なし
29	滋賀県知事意見	2	（8）			－	中	○	（８）景観 　準備書では、フォトモンタージュにより景観への影響についての予測評価が行われているが、風車の視認の有無が画一的に記載されているのみであり、複数の風車の設置による眺望景観への変化についての考察が十分に示されていない。 　このため、眺望点によっては、複数の風車が山のスカイライン上に立ち並ぶ状況や眼下に広がる状況が視認されることに加え、周辺の地形や構造物との対比により風車の視認性が高まることから、これらを踏まえた景観の変化の程度に関する考察を行い、その結果を予測評価に反映すること。 　その際、事業予定地およびその周辺が、「長浜市景観まちづくり計画（平成20年３月策定）」において、山並み景観を構成する主要素である山林自体を守り、工作物の設置の際には景観に与える影響が低減されるよう配慮が求められている「山なみ景観ゾーン」に位置づけられていることを考慮すること。				○	○																		○				
30	滋賀県知事意見	3				－	大	○	３．事後調査 準備書では、事後調査の内容やその結果を踏まえた対応（追加の環境保全措置の検討から実施に至るまでの対応）が十分に記載されていないため、これらの内容を明らかにすること。 特に、イヌワシ・クマタカ、渡り鳥をはじめとする鳥類に係る飛翔調査については、調査地点や調査頻度を適切に設定するなど十分な監視体制を構築する必要がある。また、造成中から調査を開始し、少なくとも供用後も４～５年程度の調査期間が必要である。 また、死骸調査については、他の動物による死骸の持ち去りや調査員の見落としが起こることを十分踏まえ、前述の飛翔調査と同様に十分な監視体制のもと、少なくとも供用後４～５年程度は調査を行うこと。 後述の常時監視や事後調査において、バードストライクやバットストライク等が確認された場合またはその蓋然性が高い場合には、必要に応じて風車の稼働を一時停止するなど、緊急の措置を講じるとともに、その事実を、本県を含む関係行政機関に報告すること。その上で、確実に当該影響を回避または低減するための措置を検討すること。					○	○	○	関係機関との連携					○	○	○	○	○									
31	滋賀県知事意見	4	（1）			－	中	○	４．その他 （１）イヌワシ・クマタカ、渡り鳥等をはじめとする鳥類およびコウモリ類については、風車の設置基数の削減等により衝突リスクを大幅に低減したとしても風車への衝突の可能性は残るものと考えられる。 　このため、事業の実施に当たっては、各風車への接近の有無を常時監視するシステムを導入し、希少猛禽類等の接近を確認した場合や渡りの集中する時期の衝突を回避するため、風車の運転を一時停止するなど、弾力的な運用を検討すること。						○	○					○	○	○	○	○									
32	滋賀県知事意見	4	（2）			－	中	○	（２）準備書には、動物・植物・生態系に係る予測評価に不十分な点、また環境保全措置や事後調査計画に具体性や実効性に欠ける点が随所に認められており、自然環境への重大な影響をより確実に低減するためには、客観性を確保しながら、これらについての見直しが行われ、環境保全措置の効果や事後調査の妥当性が検証される必要がある。このため、関係分野の専門家等による検討会の設置を検討すること。 　また、検討会における議論の結果およびそれを踏まえた対応については、本県を含む関係行政機関に報告するとともに、一般にも公開し、透明性を確保すること。	○			○	○	○		関係機関との連携 客観性及び透明性の確保					○					○	○						
33	滋賀県知事意見	4	（3）			－	中	○	（３）事業予定地の周辺で他の風力発電事業者が風力発電事業を計画しており、複数の風力発電事業による累積的な影響が懸念されるため、風力発電事業者間で情報共有を図り、地域全体での環境への影響の回避および低減に努めること。								関係機関との連携																	○
34	滋賀県知事意見	4	（4）			あり	中	○	（４）インターネットによる評価書の公表については、評価書の内容を広く一般に周知するため、縦覧期間経過後も評価書を公開するよう努めること。								評価書の公開																	○
34	滋賀県知事意見	4	（4）			あり	中	○	その際、風車は動的誘目性を有することから、眺望景観の変化をよりわかりやすく発信するため、アニメーション動画等を作成し、ホームページに掲載することについても検討すること。								アニメーション動画等による眺望景観変化の発信												○				
35	滋賀県知事意見	4	（5）			－	中	○	（５）風力発電事業は、再生可能エネルギーの推進に資するものの、その導入に当たっては、自然環境や地域との共生の視点に立ち、生物多様性や人々の生活環境、景観等への配慮がなされることが大前提である。 　本事業については、自然環境等への重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合、事業計画を抜本的に見直す必要があると考えられるが、事業の実施に際しては、環境保全措置の実施に留まることなく、自然環境の回復や維持・向上に貢献することに加え、発電した電気を周辺地域で活用する等の地域内循環の仕組みを構築したり、事業予定地内にあるトレイルコース管理者との連携等により地域の魅力を創出したりすることにより、地域の活性化に貢献することが望ましい。 このため、本事業の検討・実施に当たっては、地元である長浜市や地域住民との協議を十分に行うこと。					○			地域活性化に貢献																		○
36	滋賀県知事意見	5	（1）			－	中	○	５．関係機関等との協議 （１）本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて本県を含む関係行政機関と十分に協議を行うこと。 　特に、滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）第23条の規定に基づき、本事業の実施に先立って「滋賀県自然環境保全協定」を締結する必要があることから、協定を締結する際には、評価書および上記４（２）の検討結果を踏まえた協議を本県と行うこと。								関係機関との連携																		○
37	滋賀県知事意見	5	（2）			－	中	○	（２）対象事業実施区域を管轄する長浜市長より、添付のとおり意見が提出されていることから、これらの内容についても十分に考慮すること。								長浜市長意見への対応																	○
38	福井県知事意見	0				あり	大	－	（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業の事業実施区域およびその周辺は、林齢100年を超えるブナ林が広範囲に分布し、国内希少野生動植物に指定されているクマタカの生息が11ペア確認されている。また、広大なブナ林冠内には分布限界に生息・生育する動植物が多数確認されるとともに、クマタカの複数のペアが隔年で繁殖に成功していることは餌資源の豊富さを示しており、本地域の森林生態系が高い多様性と健全性を持つことを明らかにしている。このことから、個々の環境要素のみならず、全体を重要な自然環境のまとまりの場として保全する必要がある地域である。																										
38	福井県知事意見	0				あり	大	－	また、複数の場所に断層や地すべり地形が存在し、令和4年8月の集中豪雨では土砂崩れ等の被害が至る所で発生しており、今後も土砂の流出や土砂災害の発生が懸念される地域でもある。本事業は、こうした地域において、約57ヘクタールに及ぶ土地を改変し、20キロメートルを超える道路を新設する計画であり、特に重要な自然度の高いブナ林を大規模に伐採し、尾根部で分断する。さらに、約74万立方メートルの掘削土のすべてを対象事業実施区域内で盛土造成に利用するとしている。																										
38	福井県知事意見	0				あり	大	－	しかしながら、本環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）においては、大規模に伐採するブナ林や生息・生育する重要な動植物についての調査・予測・評価は、不十分かつ不適切である。																									

※分類対象としていない項目（網掛け）の内容については、関連する項目に含めて分類しています。

No.	意見等の種類	項目				項目分けの実施	分類区分	分類対象	勧告及び意見	勧告等の内容								環境要素															
		大	中	小	細					検討会・専門家	事業計画見直し	再調査・追加調査	予測評価	環境保全措置	事後調査	追加的な環境保全措置	その他	大気質	騒音・超低周波音	振動	水質	風車の影	動物	うち鳥類	うちクマタカ	うち渡り鳥	うちイヌワシ	植物	生態系	景観	人と自然の触れ合い活動の場	廃棄物等	その他	該当なし
38	福井県知事意見	○				あり	大	－	特に、バードストライクの影響が課題となっている風力発電機を39基、幅5キロメートルに渡って配置するにも関わらず、周辺で複数のペアの飛翔を確認した広範な行動圏をもつイヌワシ、2年に一羽衝突すると予測したクマタカ、コウノトリやハチクマをはじめとする大規模な渡りを観測した渡り鳥については、その影響を回避または低減する環境保全措置の検討・検証を十分行わないまま、事後調査を主体とする対策に先送りしている。 また、複数の盛土造成地については、必要理由が乏しく、残土の処分が主目的と考えざるを得ない。加えて、土砂流出対策についての記載はなく、地域住民等への安全性に関する説明も十分になされていない。																												
38	福井県知事意見	○				あり	大	－	これらのことから、事業の実施に伴う重大な影響を回避または極力低減するため、以下の事項に十分配慮し、事業計画等の抜本的な見直しを図る必要がある。また、この見直しにおいては、専門家等で構成する検討会を設置し、客観性、透明性を確保することが重要である。																									
39	福井県知事意見	Ⅰ	1			－	中	○	Ⅰ　事業計画 1　改変区域の見直し 対象事業実施区域の中央部から東側にかけて広がる成熟したブナ林や特定植物群落である「栃木峠附近のブナ林」から当該区域の北西部の尾根にかけて分布するブナ林は、貴重な森林生態系の基盤となっている。 このような地域での大規模かつ森林を分断するような改変は、直接改変による多様な動植物の生息・生育環境の消失のみならず、シカの生息範囲拡大や外来種の侵入により、生態系に重大な影響が生じる可能性が高い。 さらに、当該区域のうち、福井県内のほぼ全域が水源かん養保安林に指定され、土砂の流出や崩壊の防備など山地災害防止機能の発揮を目的とした森林として管理されていることから、森林機能の低下により重大な影響が生じるおそれもある。 このため、No.15～25、30～33、37、38号機およびその周辺については、自然度の高いブナ林をまとまりとして保全する必要があることから、その伐採を回避できるよう改変区域を大幅に縮減すること。		○		○	○													○	○							
40	福井県知事意見	Ⅰ	2	（1）		－	小	○	2　風力発電機の配置 (1)クマタカ クマタカの営巣中心域および別ペアに対する排他的行動（以下、「相互作用の飛翔」という。）が確認されている高利用域の境界においては、バードストライクが発生する可能性が高く、生息に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、これらの場所は風力発電機の設置を避ける必要がある。 このため、ブレード回転域が営巣中心域に含まれるNo.1～4、10、28号機および相互作用の飛翔が頻繁に確認されているNo.6、10、11、15、16、19～22、25号機については、風力発電機の配置を見直すこと。 また、No.39号機については、営巣地が特定されていないペアの営巣中心域に位置する可能性が否定できないことから、環境影響評価書（以下、「評価書」という。）までに追加調査等を行い、専門家（当該地域の知見を有する者を含む複数名とすること。以下、鳥類に係る聴取に同じ。）の意見を踏まえて行動圏を精査した上で、風力発電機の配置について検証を行うこと。	○	○	○		○							○	○	○											
41	福井県知事意見	Ⅰ	2	（2）		－	小	○	(2)渡り鳥 多様な鳥類の大規模な移動が確認され、渡り鳥のバードストライクや移動経路の遮断・阻害が予測されていることから、渡りのルートに並行し、移動経路を遮断・阻害しない配列にするなど、それらの影響を極力低減できるよう風力発電機の配置を見直すこと。		○											○	○		○								
42	福井県知事意見	Ⅰ	3			－	中	○	3　盛土等 対象事業実施区域には、複数の地すべり地形が認められるとともに、スキー場跡地では令和4年8月豪雨前から斜面崩壊が生じている。また、記録的短時間大雨情報発表が全国的に頻発しており、造成区域、特に盛土部は、こうした降雨による土砂の流出や土砂災害の発生する可能性が高くなることから、その防止に万全を期す必要がある。 このため、道路、資機材置場などの関連施設について、掘削土の活用を避け、盛土の範囲をできる限り縮減すること。 また、風車ヤードの位置、規模、構造等の詳細設計に当たっては、切土、盛土の土量のさらなる低減を図ること。		○																					○		
43	福井県知事意見	Ⅰ	4	（1）		－	小	○	4　事業計画見直し・詳細設計における適切な環境影響評価の実施 (1)調査、予測および評価の再実施 今後の事業計画の見直しおよび詳細設計においては、自然度の高いブナ林や希少猛禽類の営巣中心域、希少な植物の生育地、水辺等の動植物の生息・生育にとって重要な区域の改変は回避すること。 また、風力発電機の位置の変更を見据え、準備書では対象事業実施区域の範囲を改変区域の面積の約15倍に設定しているが、動物相および植物相の現調査の範囲は改変区域およびその周囲に限られている。このため、風車ヤードや取付道路の変更に伴う事業計画の見直しによって、新たに改変区域となる場所については、改変する位置および規模等に応じて、追加の調査を実施した上で、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講じること。 なお、その検討に当たっては、Ⅰの4(2)の検討会において、複数案の比較検討、それぞれの環境要素の総合的な評価を行い、妥当性を検証すること。	○	○	○	○	○							○	○					○	○						
44	福井県知事意見	Ⅰ	4	（2）		－	小	○	(2)検討会の設置 本事業計画は、動植物・生態系への配慮や環境保全措置の検討が不十分である。また、南越前町では、降水量が統計開始以来の極値を更新した令和4年8月の豪雨により多大な被害を受けたことから、土砂の流出や土砂災害の発生に対する懸念が高まっており、地盤の安定性や極大降水量を考慮した土砂流出防止対策のさらなる検討が必要である。 このため、評価書までに、動植物・生態系の各分類群ならびに土木工学に係る専門家等で構成する検討会を設置し、事業計画の抜本的な見直しを検討すること。特に、Ⅰの1、2および3の対応について、十分考慮すること。 また、検討会はできる限り公開し、透明性を確保すること。	○	○			○			客観性及び透明性の確保			○		○					○	○						
45	福井県知事意見	Ⅰ	5			－	小	－	5　累積的な影響 対象事業実施区域およびその周辺において、複数の他事業者による風力発電事業が計画されていることから、他事業との累積的な環境影響が生じるおそれがある。 このため、事業計画や環境影響評価の結果について、事業者間での積極的な情報共有を行い、次のとおり措置を講じること。																									
46	福井県知事意見	Ⅰ	5	（1）		－	小	○	(1)騒音および振動 工事用資材等の搬出入に伴う道路沿道の影響を低減するため、他事業者と工事関係車両の走行ルート、工事の工程や内容について情報共有し、工事時期の調整などの措置を講じること。		○			○					○	○													

※分類対象としていない項目（網掛け）の内容については、関連する項目に含めて分類しています。

No.	意見等の種類	項目 大	項目 中	項目 小	項目 細	項目分けの実施	分類区分	分類対象	勧告及び意見	勧告等の内容 検討会・専門家	事業計画見直し	再調査・追加調査	予測評価	環境保全措置	事後調査	追加的な環境保全措置	その他	環境要素 大気質	騒音・超低周波音	振動	水質	風車の影	動物	うち鳥類	うちクマタカ	うち渡り鳥	うちイヌワシ	植物	生態系	景観	人と自然の触れ合い活動の場	廃棄物等	その他	該当なし
47	福井県知事意見	Ⅰ	5	（2）		－	小	○	(2)渡り鳥 渡り鳥への影響を低減するため、他事業者および当該地域の鳥類に関する知見を有する専門家等で構成する検討会を設置し、稼働制限や事後調査等を他事業者と共同して実施すること。 その実施状況については、県等の関係機関に報告すること。また、これらの結果はできる限り公開し、透明性を確保すること。	○				○	○		客観性及び透明性の確保						○	○		○								
48	福井県知事意見	Ⅱ	1			－	中	○	Ⅱ個別事項 1　水環境 濁水が河川等に流出しないよう、新設道路および排雪所等の関連施設を含めた排水対策を検討し、工事中および供用後の集水排水管理を徹底すること。 沈砂池については、定期的に排出先の状況の確認を行うとともに、適切な管理を行うこと。 また、残土を仮置きする場合には、仮置場からの濁水の流出についても考慮すること。		○			○	○						○												
49	福井県知事意見	Ⅱ	2	（1）		－	小	○	2　動物・植物・生態系 (1)コウモリ類 コテングコウモリなど重要な種については、事後調査を適切に行い、バットストライク等の重大な影響が認められた場合には、専門家の意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講じること。	○				○	○	○						○										
50	福井県知事意見	Ⅱ	2	（2）		－	小	○	(2)渡り鳥等 コウノトリやハチクマをはじめ多様な鳥類の大規模な渡りが確認され、渡り鳥のバードストライクが予測されていることから、専門家の意見を踏まえ、主要な渡りの時期、時間帯に稼働制限を行い、その影響を回避または極力低減すること。 なお、稼働制限の期間等を調整する場合には、供用後の調査に基づき、専門家の意見またはⅠの5(2)により設置した検討会の検討結果を踏まえること。	○				○	○						○	○		○								
51	福井県知事意見	Ⅱ	2	（3）		－	小	○	(3)希少猛禽類 対象事業実施区域の近傍に生息しているクマタカおよびサシバについては、工事の実施に伴う影響をできる限り低減するため、専門家の意見を踏まえ、営巣期の工事を避けるなど適切な措置を講じること。 特に、改変区域近傍に生息しているクマタカについては、工事着手前から繁殖等の状況について調査を行い、工事前および工事中の調査結果に応じ、工事の一時中止等、必要な措置を講じること。	○		○		○	○						○	○	○									
52	福井県知事意見	Ⅱ	2	（4）		－	小	○	(4)植物 改変区域およびその周辺の大径木については、追加の調査を実施し、専門家の意見を踏まえ、定義の検証を行うこと。また、その結果を踏まえて、伐採を回避または極力低減し、樹冠を含めできる限り保全すること。特に、オオウラジロノキは、伐採しないこと。 Ⅰの4(2)の検討会において事業計画の抜本的な見直しを行ってもなお重大な影響が回避できず、代償措置として移植を行う場合には、生育数が減少しないよう、個別の種の生育状況を十分把握するとともに、類似事例を収集した上で、専門家の意見を踏まえ、適切に行うこと。	○	○	○		○													○						
53	福井県知事意見	Ⅱ	2	（5）		－	小	○	(5)生態系 法面の緑化に当たっては、在来種を基本とし、現地の植物相に近い種を採用すること。 なお、シカの食害を受けにくい種を用いる場合には、専門家の意見を踏まえ、本地域の生態系に影響が生じないよう配慮すること。 また、工事に伴い外来種の持ち込みをできる限り低減できるよう、工事関係車両の入出場時のタイヤ洗浄の徹底など、適切な措置を講じること。	○	○			○															○					
54	福井県知事意見	Ⅱ	3			－	中	○	3　景観 フォトモンタージュについては、鮮明な写真を用いるとともに、人工物の映り込みをできる限り低減したものとすること。 また、広葉樹からなる山腹一帯の優れた自然景観との調和が図られるよう風力発電機の色彩を検討すること。				○	○															○				
55	福井県知事意見	Ⅱ	4			－	中	○	4　廃棄物等 事業計画の見直しによって発生する残土については、対象事業実施区域内で処分しないこと。また、当該区域外における有効利用を検討すること。 なお、工事関係車両の増加に伴う大気環境への影響については、必要に応じて予測、評価を見直すこと。		○		○	○				○													○		
56	福井県知事意見	Ⅱ	5			－	中	－	5　事後調査 事後調査について、調査方法および調査結果の評価ならびに追加の環境保全措置の検討に当たっては、専門家の意見を踏まえ行うこと。 また、以下のことに十分配慮するとともに、事後調査および追加の環境保全措置の実施状況については、その検討の経緯を含めて、県等の関係機関に報告すること。																									
57	福井県知事意見	Ⅱ	5	（1）		－	小	○	(1)イヌワシ飛来状況調査 調査は、工事着手前から行うこと。 本調査およびその他の調査によって、対象事業実施区域内においてイヌワシの採食行動が認められた場合には、工事または風車の稼働を直ちに停止し、改めてイヌワシの生息状況調査を実施し、行動圏の内部構造解析および衝突確率の予測および評価を行うこと。		○				○	○						○	○			○							
58	福井県知事意見	Ⅱ	5	（2）		－	小	○	(2)バードストライクに関する調査 死骸の持ち去り率や調査員の見落とし率等、調査の精度をあらかじめ確認した上で、十分な頻度、監視体制で行うこと。また、調査員等が、目視で確認できる範囲は限られることから、監視カメラやセンサーなどの併用を検討すること。 また、クマタカやコウノトリなど希少な鳥類のバードストライクが確認された場合には、稼働を直ちに停止し、その原因を究明した上で、必要な措置を講じること。 なお、これらの結果は、今後の風力発電事業の環境保全対策に有効に活用されるよう、公開に努めること。						○	○	関係機関との連携						○	○	○									
59	福井県知事意見	Ⅱ	5	（3）		－	小	○	(3)クマタカの生息状況調査 供用後のクマタカの調査は、高利用域に風力発電機を設置するすべてのペアを対象とすること。 なお、生息状況調査に当たっては、調査員の存在が営巣等に影響を与えることがないよう、適切に行うこと。						○							○	○	○									

※分類対象としていない項目（網掛け）の内容については、関連する項目に含めて分類しています。

No.	意見等の種類	項目				項目分けの実施	分類区分	分類対象	勧告及び意見	勧告等の内容								環境要素															
		大	中	小	細					検討会・専門家	事業計画見直し	再調査・追加調査	予測評価	環境保全措置	事後調査	追加的な環境保全措置	その他	大気質	騒音・超低周波音	振動	水質	風車の影	動物	うち鳥類	うちクマタカ	うち渡り鳥	うちイヌワシ	植物	生態系	景観	人と自然の触れ合い活動の場	廃棄物等	その他	該当なし
60	福井県知事意見	Ⅲ	1	（1）		－	小	○	Ⅲ　評価書の作成等 1　評価書の作成 (1)検討の経緯等の記載 　評価書の作成段階における事業計画の見直しについては、検討経緯およびその結果等を評価書に記載すること。特に、次のⅠおよびⅡの指摘事項については、遺漏のないようにすること。 ①　Ⅰの4(2)の検討会 ②　Ⅰの5の措置を講じること ③　Ⅱの2(2)および(3)の調査および措置を講じること ④　Ⅱの2(4)の検証および保全 ⑤　Ⅱの3の結果		○																										○
61	福井県知事意見	Ⅲ	1	（2）		－	小	○	(2)分かりやすい記載 　評価書の作成に当たっては、それぞれの環境要素について、予測条件の妥当性が確認できるよう、その前提条件を根拠とともに明記し、具体的な数字や出典等を記載するなど分かりやすい図書となるよう努めること。								分かりやすい評価書の作成																	○
62	福井県知事意見	Ⅲ	2			－	中	○	2　評価書の公開 　事業計画や環境保全措置の内容について、工事中または供用後に地域住民等が確認できるよう、環境影響評価法で定める縦覧期間経過後も評価書を公開すること。								評価書の公開																			○
63	福井県知事意見	Ⅲ	3			－	中	○	3　住民等への説明 　事業計画の見直し等に当たっては、Ⅰの4(2)およびⅠの5(2)の検討会の公開のみならず、地域住民等に対し十分な説明を行うこと。		○						客観性及び透明性の確保																			○
64	福井県知事意見	Ⅲ	4			－	中	○	4　新たな事実への対応 　工事中または供用後において、新たな事実が判明した場合には、県および関係市町に報告するとともに、適切な措置を講じること。								関係機関との連携																			○